

市・県民税の 税額決定・納税通知書を 発送します



市・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源のひとつです。原則として毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が対象となります。

納税方法

①普通徴収(個人納付)の場合
【事業所得者など】
年4回(6月・8月・10月・翌年1月)の納期で、納付書もしくは口座振替で納めてください。

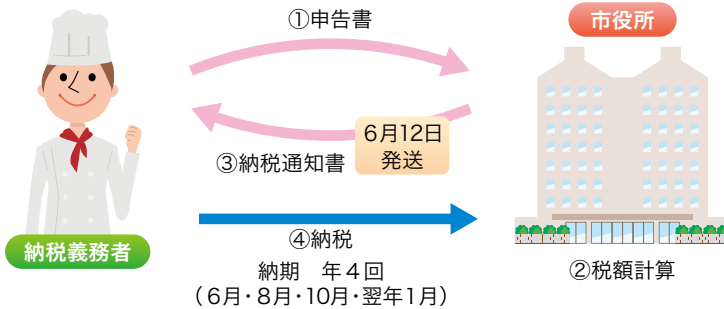
平成30年度市民税・県民税税額決定・納税通知書、年金特別徴収税額決定通知書を6月12日(火)に発送します。
※税額の計算方法の詳細は、「税額決定・納税通知書」をご覧ください。
市・県民税の納め方は、以下のとおりです。(下図参照)

②給与からの特別徴収の場合
【給与所得者】
6月から翌年5月までの12回で給与から天引きされます。
平成30年度の税額決定通知書は、5月中旬に給与支払者あてに、発送しています。勤務先を通じてお受け取りください。

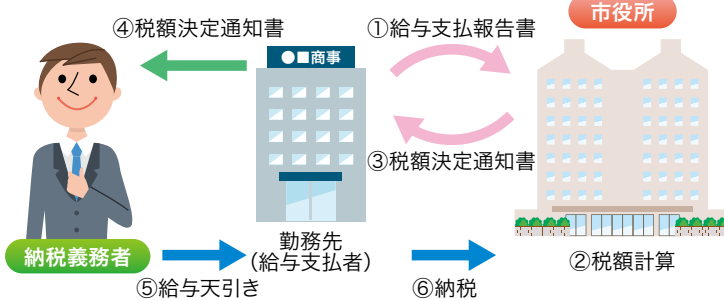
③公的年金からの特別徴収の場合
【年金所得者】
前年中および平成30年4月1日において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が対象となります。
公的年金の所得に係る市・県民税が年金から天引きされます。

納税方法

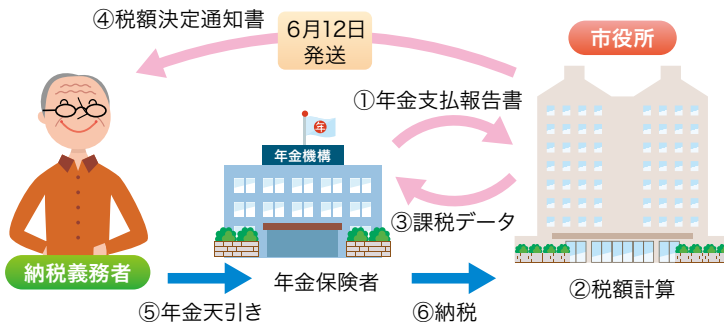
①普通徴収の場合



②給与からの特別徴収の場合



③公的年金からの特別徴収の場合



市・県民税の 申告について

※4月・6月・8月に年金から天引きされた額が、決定された税額を上回る方には、後日、過納金を還付する通知を送付します。

毎年、1月1日に茂原市内にお住まいの方は、収入の有無にかかわらず、前年中の所得を茂原市に申告していただく

く必要があります。申告されていない場合は、市・県民税だけではなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額などの決定が正しくできないことがあります。

ただし、次の①～④に該当する方は申告の必要はありません。

① 税務署に確定申告書を提出された方

② 給与所得のみの方で、勤務先から茂原市へ給与支払報告書の提出がある方(提出の有無は勤務先へ確認してください。)

③ 公的年金等に係る所得のみで、扶養、医療費などの各種控除を受けない方

④ 税制上の被扶養者等となっている方

お問い合わせは、市民税課(2階)
TEL 201577、FAX 201609へ。